

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 策定の趣旨

少子化が進行する中で、本市が永続的に活気にあふれ、子どもたちが健やかに成長できるまちであり続けるためには、総合的に少子化対策を図り、男女がともに子どもを生み育てることに夢を持てる環境づくりを社会全体で進めることが必要となります。

本市では、次世代育成支援対策推進法^{*}に基づき、子育て支援施策を総合的かつ効果的に推進するため、平成16年に「かごしま市すこやか子ども元気プラン」(第一期)を策定し、様々な施策の推進に取り組んできたところです。国が示す行動計画策定指針^{*}では、平成22年度からを計画期間とする後期計画を策定することとされており、保育所待機児童^{*}の増加など社会経済情勢の変化を踏まえ、「第二期かごしま市すこやか子ども元気プラン」を策定します。

(2) 計画の位置づけ

この計画は、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画^{*}として策定します。

また、母子保健の分野については、計画の対象、策定の趣旨・内容が市町村行動計画に包括されることから、この計画を母子保健計画としても位置づけることとします。

2 計画の対象・期間

(1) 子どもの範囲

この計画における子どもとは、18歳未満の者をいいます。

(2) 計画の対象となる者

この計画は、子ども自身はもとより、その家族、地域、学校、企業、各種団体など社会全体を対象とします。

(3) 計画の対象とする分野

この計画の対象とする分野は、福祉、保健、教育、医療、労働、住宅、都市計画、生活環境など子育てにかかわる社会のあらゆる分野とします。

(4) 計画期間

この計画は、平成22年度から平成26年度までの5か年計画とします。